

戦時中の国家公務員 (その8)

運輸行政 — 船員を軍事徴用 6万人以上の船員が命落とす

戦時中、鉄道や船舶、港湾運送分野では、1938年に公布された「国家総動員法」に基づく勅令として、1940年に「陸運統制令」、「海運統制令」、1941年には「港湾運送業統制令」が公布され、戦争遂行等を目的として国家による統制等が強化され、その任務を当時の鉄道省及び通信省（1943年に運輸通信省に統合）の国家公務員が担わされました。

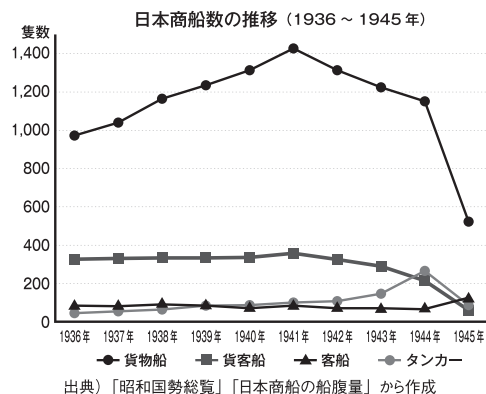
そうしたもとで、鉄道分野では、軍事輸送はもちろん、戦時生産に必要な原料、製品の輸送さらには工場への労働者の通勤輸送などの輸送力強化がはかられたほか、戦時

における輸送については、国有鉄道はもちろん、地方鉄道や軌道に至るまで、統制されました。

船舶をはじめとした海事分野では、1942年に「戦時海運管理令」が公布され、船舶の国家管理、船員の徴用・管理等を担う「船舶運営会」が設置されました。先の太平洋戦争では、民間船舶や船員の大半が軍事徴用され、物資輸送や兵員の輸送などに従事した結果、約1万5千隻の民間船舶が撃沈。約6万人以上の船員が命を落としました。

港の船舶への荷役（港湾運送事業）では、戦時下の船腹（輸送力としての船舶）不足に対処し、戦争目的の遂行のために、港湾作業の合理的・計画的運営等がはかられ「一港一社制」になり、全国の主要港で自由な企業活動が制限されました。

現在においても、「海上運送法」や「道路運送法」では、それぞれ「航海命令」や「運送に関する命令」



が規定されており、仮に有事が発生すれば、私たち国家公務員が運送事業者に対して航海（運送）命令を発出し、交通運輸労働者を戦争に従事させるなど、戦争に荷担させられる危険性があります。

この間、防衛省は民間フェリーを有事の際に運航させるとともに、民間船員を予備自衛官として操船させようとしています。そうした事態になれば、フェリーの検査あるいは船員の養成、海技士の国家資格制度等の業務を担っている国家公務員が、直接的ではないにしろ、戦争に荷担させられることにもつながりかねません。



1943年1月26日、米潜水艦 Wahoo がとらえた攻撃直前の玉井商船武洋丸 (写真提供:「戦没した船と海員の資料館」(米国立公文書館蔵))



全厚生は2月6日、東京・浅草で開いた第57回中央委員会の昼休み、浅草寺雷門前で「戦争法廃止」のプラカードを掲げ、スタンディングパフォーマンス。多くの観光客にアピールしました。

憲法 vs. 戦争
ふたたび戦争の奉仕者にならない

安倍政権が「戦争する国」づくりにむけ暴走をする中で、言論・表現の自由を制限する動きも顕著になってきています。

高市総務大臣は2月8日の衆議院予算委員会で、政治的に公平でない放送を繰り返したと判断した場合に、電波法76条にもとづき電波の発射停止を命じる可能性に言及しました。

文科省が昨年10月29日に発出した「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について（通知）」は、高校生の指示活動制限や人権を不当に制約するとともに、教職員の自由な教育活動を事実上制限するものとなっています。また、地方自治体の公共施設などの利用にかかわって、戦争法反対など安倍政権を批判する内容等を理由とした使用制限が頻発しています。

これらは、安倍政権の明文改憲をはじめとする「戦争する国」づくりの流れをくんだ一連のものであり、政権にものが言えない状況が作りだされ、まさに戦前へと逆戻りさせられようとしています。

一方、2月19日に、民主党、日本共産党、維新の党、社会民主党、生活の党の野党5党は国政選挙での最大限の協力を行うことなど4項目で合意し、同日、戦争法廃止法案を共同提出しました。これは、この間の「戦争法廃止」「野党は共闘」の世論と運動が作りだしたものです。戦争法の施行日（3月29日）が迫るも、ひきつづき戦争法廃止の世論と「2000万署名」をいっそう広げていくことが求められています。